

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和4年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	<p>島本町は、国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金関係事務を行うものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に係る届出の受理及び日本年金機構への報告・送付。 ② 第1号被保険者及び任意加入被保険者の氏名変更・住所変更及び死亡届出受理、または職権による確認、及び日本年金機構への報告・送付。 ③ 任意脱退の承認申請書の受理及び日本年金機構への報告・送付。 ④ 付加保険料の納付・辞退申出及び該当・非該当届の受理及び日本年金機構への報告・送付。 ⑤ 年金手帳の再交付申請書の受理及び日本年金機構への報告・送付。 ⑥ 第1号被保険者保険料の法定免除該当届・消滅届を受理及び日本年金機構への報告・送付。 ⑦ 第1号被保険者の保険料納付の申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請書、取消申請書及び不該当届受理及び日本年金機構への報告・送付。 ⑧ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金に関する裁定請求書、申請書及び届出書を受理及び日本年金機構への報告・送付。 ⑨ 年金受給権者の死亡届・現況届の受理及び日本年金機構への報告・送付 ⑩ 年金生活者支援給付金の請求書の受付、年金事務所への進達等に係る事案 ⑪ 年金生活者支援給付金受給資格者等の所得情報等の日本年金機構への提供</p>
③システムの名称	①国民年金システム、②統合利用番号連携サーバ、③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条・第19条第8号 別表第1 項番31、95
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-1809

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	厚生労働大臣の特定個人情報保護評価書の記載に合わせるため。
令和1年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号、第21条及び別表第二項番47・48・50	—	事後	厚生労働大臣の特定個人情報保護評価書の記載に合わせるため。
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	健康福祉部 住民課	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 杉木利徳	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7462	健康福祉部住民課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-1809	事後	
令和1年6月19日	Iしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か?	平成27年3月31日時点	令和1年5月22日時点	事後	
令和1年6月19日	Iしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か?	平成27年3月31日時点	令和1年5月22日時点	事後	
令和1年6月19日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年11月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	島本町は、国民年金法に基づき、国民年金関係事務を行うものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ① ～ ⑨(内容省略)	島本町は、国民年金法に基づき、国民年金関係事務を行うものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ① ～ ⑨(内容省略) ⑩ 年金生活者支援給付金の請求書の受付、年金事務所への進達等に係る事案 ⑪ 年金生活者支援給付金受給資格者等の所得情報等の日本年金機構への提供	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条・第19条第7号 別表第1 項番31	番号法第9条・第19条第7号 別表第1 項番31、95	事後	
令和2年11月27日	Iしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か？	令和1年5月22日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月27日	Iしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か？	令和1年5月22日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策3. 特定個人情報情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	①Acrocity 国民年金システム、②統合利用番号連携サーバ、③中間サーバ	①国民年金システム、②統合利用番号連携サーバ、③中間サーバ	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条・第19条第7号 別表第1 項番31、95	番号法第9条・第19条第8号 別表第1 項番31、95	事後	
令和4年2月10日	Iしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か？	令和2年10月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年2月10日	Iしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か？	令和2年10月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 住民課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部住民課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-1809	健康福祉部保険年金課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-1809	事後	